

# 耐震改修する木造住宅に補助金を交付します

※ 令和7年度より耐震設計費を補助対象として追加します。また、補助金の限度額を増額します。

地震発生時における木造住宅の倒壊による災害を防止するため、県と市町村が連携して住宅の耐震化を行おうとする方に対して支援を行います。

補助金は最大 **120 万円** (工事費が 150 万円以上 (消費税及び地方消費税相当額を除く)

の場合) で、詳細は下記のようになっています。

## <魚津市木造住宅耐震改修支援事業>

### 1 補助金額と負担の割合

耐震改修工事に要する経費の 5 分の 4 にあたる額を補助金として交付します。ただし限度額は 120 万円です。また、耐震改修のための計画策定に要する経費の 3 分の 2 にあたる額を補助金として交付します。ただし限度額は 20 万円です。



### 2 対象となる住宅

次の要件を満たす住宅が、補助の対象となります。

- ① 木造の一戸建てで、階数が 2 以下のもの。
- ② 建物の過半が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられたもの。
- ③ 在来軸組工法によるもの。
- ④ (財) 日本建築防災協会による一般耐震診断、精密診断等 (富山県木造住宅耐震診断支援事業による耐震診断等) により耐震診断を行った住宅。

### 3 補助対象となる耐震補強工事

(財) 日本建築防災協会による一般耐震診断、精密診断等により、耐震補強の必要性があるとされた住宅 (診断結果後の総合判定が Iw 値 1.0 未満の場合) について、改修後に

- ① 建物全体を、Iw 値 1.0 以上とする耐震改修工事。
- ② 建物 1 階の主要居室 (寝室、居間等) だけを、Iw 値 1.5 以上とする部分耐震改修工事。
- ③ 建物の 1 階だけを、Iw 値 1.0 以上とする部分耐震改修工事。
- ④ 建物全体を、Iw 値 0.7 以上とする簡易耐震改修工事。

### 4 申し込み受付場所及び期間

申し込み受付窓口は、産業建設部都市計画課となります。

申し込みは通年で可能ですが、申請された耐震改修工事はその年度の 3 月 31 日までに完成する必要がありますので注意願います。

詳しくは下記までお問合せください。

都市計画課 建築住宅係 TEL 23-1031